

## 事業事前評価表

### 国際協力機構南アジア部南アジア第四課

#### 1. 基本情報

(1) 国名：バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域

(3) 案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2023 年 7 月 17 日

#### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの協力重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

- ・ 行政機能の改善：開発課題として「行政能力の向上」、「経済計画及び政策に係る行政能力向上」、「法的能力及び政策に係る能力の向上」、「都市／農村計画及び政策に係る能力の向上」、「公共財政管理及び公共投資管理に係る能力向上」が含まれる。

1) 中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上

バングラデシュ政府は第 8 次五カ年計画（2020/21-2024/25）において、2041 年までに先進国入りするという長期目標を達成するためには、引き続きガバナンスの改善が必要不可欠であるとし、行政能力の向上を重要施策の一つに位置づけている。特に、国民に質の高い公共サービスを提供できるよう、より民主的で健全なガバナンスを実現するためには、官僚機構の更なる効率化とそれを下支えする中央・地方政府の公務員の能力強化が必須としており、本事業により、同分野の課題解決の中核を担う行政官育成に寄与することが期待されている。

2) 司法制度及び政策に係る行政能力の向上

当国政府は、第 8 次五カ年計画において、司法制度の確立と、制度の適切な運用及び人材育成を重要な課題と位置づけており、本事業により、同分野の課題解決の中核を担う行政官育成に寄与することが期待されている。

3) 都市／地域開発計画及び政策に係る行政能力の向上

バングラデシュでは、過去 10 年以上にわたる年率 6%以上の経済成長の下、急速な都市化が進んでおり、当国政府の第 8 次五カ年計画では、都市機能の

強化に向けた戦略として、増大するインフラ整備ニーズへの対応や、中央政府から地方自治体への予算と権限の移譲等を挙げている。しかし、急速な都市化に、行政サービス、都市計画に沿ったインフラの整備が追い付いておらず、都市環境は悪化している。また、都市部にリソースが集中する傾向が見られる中、農村部では相対的に貧困率が高く、調和の取れた持続的発展のための施策が急務となっており、本事業により、同分野の課題解決の中核を担う行政官育成に寄与することが期待されている。

4) 経済計画/政策及び公共財政管理/公共投資管理に係る行政能力の向上  
当国政府は、第 8 次五カ年計画において、公共財政の持続的管理と適切な金融政策を重要な改革の一つと位置づけている。また、バングラデシュは 2000 年から、健全性規則の向上、中央銀行の監視能力の強化、民間銀行の参入拡大による競争性の向上を目指す銀行セクター改革プログラムを実施しており、本事業は同分野の課題解決の中核を担う行政官育成に寄与することが期待されている。

#### (2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

本事業で対象とする分野「行政能力の向上」「経済計画及び政策に係る行政能力向上」「法的能力及び政策に係る能力の向上」「都市／農村計画及び政策に係る能力の向上」「公共財政管理及び公共投資管理に係る能力向上」は対バングラデシュ国別開発協力方針（2018 年 2 月）に記載されている援助の基本方針「中所得国化に向けた、持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却」への取組を支援することや、重点分野「行政能力向上」と合致する。また、対バングラデシュ JICA 国別分析ペーパー（2023 年 3 月）においても、「LDC 卒業を見据えた持続可能な経済成長の実現と強靱な社会の形成」及び「社会脆弱性の克服」を重点課題として掲げ、ガバナンス強化のために政府機能の向上や行政サービスの拡充を図る必要があると分析しており、本事業は我が国及び JICA の協力方針・分析との整合性が認められる。

さらに、本事業を通じて SDGs（持続可能な開発目標）のゴール 4「質の高い教育をみんなに」及びゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」及びゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」等に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

#### (3) 他の援助機関の対応

バングラデシュにおいて類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、英国等の欧米諸国や韓国、中国等のアジア各国の奨学金事業が挙げられる。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業概要

##### ① 事業の目的

バングラデシュ政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの

##### ② 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に、各期に最大 33 名（修士課程 30 名、博士課程 3 名）の留学生が、本邦大学院において、バングラデシュの優先開発課題に係る知識の習得のために修学（留学）することに対して、必要な経費を支援するもの。4 期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 3 年次事業として実施するものである。

##### ③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 33 名/期となる。（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う）

#### (2) 総事業費

総事業費 472 百万円

（概算協力額（日本側）：472 百万円）

#### (3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2023 年 7 月～2028 年 3 月を予定（計 57 ヶ月）

#### (4) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、バングラデシュにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、バングラデシュ政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：バングラデシュ政府 財務省、人事省、計画省、教育省、在バングラデシュ日本国大使館、JICA バングラデシュ事務所

#### (5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

##### 1) 我が国の援助活動

留学生は、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する、JICA 開発大学院連携プログラムの積極的な受講を奨励されている。

##### 2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(6) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項：該当なし。

(8) ジェンダー分類

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由> 留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項：特になし。

#### 4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名		基準値 (2023年実績値)	目標値(2029年) (事業完了1年後)
留学する学生数(名)	修士	0	30
	博士	0	3
留学生の学位取得率 (%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。また、下記5.に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(注) 学位取得率の目標値について、修士の学位取得率は、2015年、2019年に実施した基礎研究にてJDS各国の学位取得率を確認し、最も低い国が95%程度であるため、最低限満たすべき目標として全対象国共通で95%を設定する。博士の学位取得率は、2020年度、2021年度の博士課程修了者の実績を踏まえ、最低限満たすべき目標値として全対象国共通で65%を設定する。

(注) 現職率、役職率等の帰国後の留学生の活躍状況に関しては、JICAで定期的(4年に1回目途)に実施する本事業に関する基礎研究において確認する。

(2) 定性的効果

- 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士・博士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。

- これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- 留学生受入による、二国間関係の強化及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。
- 本邦大学院における学位取得のため学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に復職できる。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が必ずしも高いとはいえない行政官等が選考されている例もあるところ対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国の重要政策及び JICA の協力方針・分析に合致し、中核人材の育成を通じて、行政能力の向上に資するものであり、SDGs のゴール 4「質の高い教育をみんなに」及びゴール 11「住み続けられるまちづくりを」、及びゴール 16「平和と公正をすべての人に」等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以上